

兵庫県製薬協会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は兵庫県製薬協会と称し、事務所は兵庫県内に置く。
- 第2条 本会は兵庫県下の医薬品等の製造販売業および製造業者等を以って組織する。
- 第3条 本会は会員相互の緊密な連繋と関係当局ならびに関係諸団体との連絡協調のもとに、会員相互の共益と県下製薬業界の進歩発展ならびに親睦をはかるを以って目的とする（会員とは、会社単位とする）。

第2章 事業

- 第4条 本会は前条の目的達成のために必要な事業を行う。

第3章 入会および退会

- 第5条 第2条に掲げた者は、理事会の承認を得て会員となることができる。理事会は正当な理由なしにこれを拒むことができない。
- 第6条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会金および会費を納付するものとする。
- 第7条 会員は次の理由が生じたとき退会するものとする。
1. 事業を廃止したとき
2. 除名
- 第8条 会員は前条のほか、理事会の承認を得て退会することができる。
- 第9条 会員が本会の名誉を傷つける行為があったとき、または本会の設立の趣旨に反する行為を行ったときは、総会の決議により除名することができる。また、その行為が除名まで至らない場合は、理事会の決議により、活動停止等の懲戒を行う事ができる。
- 第10条 退会した会員に対しては、既納の入会金または会費を返還しない。

第4章 権利及び義務

- 第11条 会員は本会对し、次の権利がある。
1. 総会に出席し、議決権を行使すること。
 2. 本会の事業および財産の状況につき役員の説明を求め、または本会の書類帳簿を閲覧すること。
 3. 本会が解散のときは、残余財産の分配を受けること。
- 第12条 会員は本会对し、次の義務がある。
1. 規約および決議を遵守すること。
 2. 本会の会費を負担すること。
 3. 本会解散時の損失を負担すること。
 4. 故意または重大な過失により、本会に損失をおよぼしたときは、その賠償の責を負うこと。
 5. 本会の照会または質問に対し回答すること。

第5章 役員および職員

- 第13条 本会に次の役員を置き（役員とは、会社単位とする）、役員より会長・副会長・理事・監事を定める（会長・副会長・理事・監事は、会社から選出された1名の個人を指す）。
1. 会長 1名
 2. 副会長 2名
 3. 理事 12名以内
 4. 監事 4名以内
- 本会に事務を行う職員をおくことができる。
その事務の一部については、外部組織に委託することができる。
外部組織に委託する場合は、総会並びに理事会の承認を得て、適切な対価を支払う事ができる。
- 第14条 役員は総会において会員の中から選任する。なお、会長を輩出した会員からは、会長とは別に理事を理事会において選任し、次の総会において、承認を得ることができる。
- 第15条 役員に選任された者は、正当な理由がない限り辞退することができない。
- 第16条 役員任期は2年とする。但し再選を妨げない。
- 第17条 役員に欠員を生じたときは、必要があれば臨時総会または理事会を招集して補足する。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

- 第18条 会長は本会を代表する。
また会長が欠けたとき又は事故があるときは、理事会において副会長又は理事の中から「会長代行」を選任することができる。
副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときその職務を代行する。
理事は理事会に参画し、本会の会務を執行する。
会長・副会長・理事・監事に変更があるときは、理事会にて変更の承認を得る。
- 第19条 監事は本会の財産ならびに会務の執行状況を監査する。
- 第20条 役員は名誉職とする。但し、会長・副会長・理事・監事・顧問については総会の決議により報酬または賞与を支給することができる。
- 第21条 本会に顧問および職員を若干名置くことができる。顧問は理事会において推挙する。職員は会長が任免する。
- 第21条の2 本会の活動目的を達成するための活動組織を置くことができる。
活動組織の設置については、理事会及び総会の承認を得る必要がある各活動組織は、その活動計画及び活動結果について、理事会及び総会にて報告を行い、承認を得ることとする。

第6章 会 議

- 第22条 本会の会議は通常総会、臨時総会および理事会とする。
- 第23条 通常総会は毎年1回開催する。
通常総会に附すべき事項は次のとおりとする。
- ・収支予算の件
 - ・会務報告および収支決算報告
 - ・役員並びに会長・副会長・理事・監事の選任および解任
 - ・その他必要と認めた事項
- 第24条 臨時総会は次の場合に開催する。
1. 会長または役員の過半数が必要と認めたとき
 2. 会員の5分の1以上の同意を得て、総会招集の請求があったとき
- 第25条 理事会は会長が必要と認めたとき、または理事の過半数の請求があったとき招集する。
- 第26条 総会ならびに理事会は会員の過半数（委任状を有する代理人を含む）の出席によって成立する。総会並びに理事会の決議は出席会員の過半数を以って行う。
理事会については、電子的通信手段等を利用した持ち回り理事会を行う事ができる。
但し、賛否同数のときにはその決定を会長に一任するものとする。

第27条 議長は会長又は会長代行がこれに当り、会長又は会長代行に事故があるときは副会長がこれに当る。

但し、業務の監査に関する議事についてはこの限りではない。

第7章 会 計

第28条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終る。

第29条 本会の経費は、会費、入会金、寄附金その他を以ってこれにあてる。

第30条 会費、入会金の額は決議を得て、別にこれを定める。

第31条 別途積立金を使用するときは、理事会の決議を要する。

第8章 規約変更および解散

第32条 本規約を変更するときは、総会の決議を要する。

第33条 本会は総会の決議により、解散することができる。

第34条 本会を解散したときは理事がその清算人となる。

但し、総会の決議により会員中よりこれを選任することができる。

付則

本会規約は昭和62年3月19日より施行する。

昭和63年5月27日 一部改正

平成17年5月31日 一部改正

令和 元年6月21日 一部改正

兵庫県製薬協会 入会金および会費規程

兵庫県製薬協会規約第6条および第30条に基づき、入会金ならびに会費の額を次のように定める。

1. 入会金

入会金の額は30,000円とする。

2. 会費

会費は本会の直接の運営費と日本製薬団体連合会（日薬連）会費分担金を以って構成し、それぞれの合計額とする。

1. 直接の運営費は、均等割の額と、資本金・年間総売上高・従業員数割のランク別の額を以って構成し、それぞれの額は次のとおりとする。

イ) 均等割の額は15,000円とし、入会事業所総てより徴収する。

ロ) 資本金・年間総売上高・従業員数割のランク別の額は別表1のとおりとし、同一会社で2事業所以上が入会の会社については重複徴収しない。
なお、本社が兵庫県外にある会社のうち、年間医薬品売上高が年間総売上高の10%未満である会社については、資本金・年間総売上高割の額を1/5とする。

2. 日薬連会費分担費は均等割の額と年間医薬品売上高割のランク別の額を以って構成し、それぞれの額は次のとおりとする。

イ) 均等割の額は15,000円とし、入会の事業所総てより徴収する。

ロ) 年間医薬品売上高割の額は別表2のとおりとし、本社が兵庫県内にある会社より徴収し、本社が兵庫県外にある会社からは徴収しない。
また、同一会社で2事業所以上が入会の会社については重複徴収しない。

3. この規定は、昭和62年3月19日より施行する。

平成 8年6月27日 一部改正

平成18年6月30日 一部改正

別表1

資本金割		年間総売上高割		従業員数割	
ランク	金額	ランク	金額	ランク	金額
1000万円未満	1,000 円	1億円未満	2,000 円	10名未満	1,000 円
1000万円以上 1億円未満	2,500 円	1億円以上 10億円未満	4,000 円	10名以上 50名未満	2,000 円
1億円以上 10億円未満	5,000 円	10億円以上 50億円未満	8,000 円	50名以上 100名未満	4,000 円
10億円以上 100億円未満	10,000 円	50億円以上 100億円未満	15,000 円	100名以上 300名未満	8,000 円
100億円以上	20,000 円	100億円以上	25,000 円	300名以上	15,000 円

但し、従業員数割は事業所単位とする。

別表2

年間医薬品売上高割	
ラ ン ク	金 額
1000万円 未満	5,000 円
1000万円 以上 1億円 未満	10,000 円
1億円 以上 10億円 未満	20,000 円
10億円 以上 50億円 未満	50,000 円
50億円 以上 100億円 未満	150,000 円
100億円 以上	400,000 円